

障 発 0930 第 2 号  
平成25年 9 月 30日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第90号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第238号）が平成25年10月1日から施行及び適用されることにより、関係通知を下記のとおり一部改正することとしたので、御了知の上、管内市（区）町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

#### 記

- 1 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙1のとおり改正する。
- 2 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について  
別紙2のとおり改正する。

(別紙2)

- 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】  
(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障発0330第16号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日 <u>一部改正 障発0930第2号</u> <u>平成25年9月30日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に 要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上 の留意事項について</p>	<p>障発0330第16号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に 要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上 の留意事項について</p>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

#### 記

第一 （略）

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項

1 （略）

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

#### 記

第一 （略）

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項

1 （略）

## 2. 障害児通所給付費等

### (1) 児童発達支援給付費

#### ① 児童発達支援給付費の区分について

児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一)～(三) (略)

#### (四) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合

ア・イ (略)

ウ 指定通所基準第54条の2の規定による基準該当児童発達支援事業所又は第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）について算定すること。

(五)・(六) (略)

②～⑩ (略)

### (2) (略)

### (3) 放課後等デイサービス給付費

#### ① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第

## 2. 障害児通所給付費等

### (1) 児童発達支援給付費

#### ① 児童発達支援給付費の区分について

児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一)～(三) (略)

#### (四) 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合

ア・イ (略)

ウ 指定通所基準第54条の2の規定による基準該当児童発達支援事業所又は第54条の6若しくは第54条の7の規定による基準該当児童発達支援事業所（以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）について算定すること。

(五)・(六) (略)

②～⑩ (略)

### (2) (略)

### (3) 放課後等デイサービス給付費

#### ① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第

269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合

ア・イ (略)

ウ 指定通所基準第71条の2の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第71条の4において準用する指定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービスについて算定すること。

(二) 通所報酬告示第3の1のロを算定する場合

ア (略)

イ 嘱託医、看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ一名以上配置していること。

②～⑬ (略)

(4) (略)

第三・第四 (略)

269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合

ア・イ (略)

ウ 指定通所基準第71条の2の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第71条の4において準用する指定通所基準第54条の6若しくは第54条の7の規定による基準該当放課後等デイサービスについて算定すること。

(二) 通所報酬告示第3の1のロを算定する場合

ア (略)

イ 看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ一名以上配置していること。

②～⑬ (略)

(4) (略)

第三・第四 (略)